

平成 年度 村県民税（家屋敷等）に係る申告書

受付印

御 杖 村 長 殿

平成 年 月 日 提出

平成 年度村県民税均等割について、下記理由により（非課税・減免措置）を適用するよう申請します。

納 税 義 務 者	住 所			
	フリカ`ナ 氏 名			
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	自宅電話	()

次の項目に該当する場合は、該当する番号を○で囲んでください。

1	住所地での住民税（市町村民税）が非課税 ※非課税証明書を添付してください。
2	他人に貸している（借家人の氏名： ）
3	所有権移転済み（所有権移転日：平成 年 月 日）
4	前年度申告内容と変更なし

留意事項

- ① 村民県民税は、本来住所地の市区町村で課税されるものですが、御杖村に住所を有しない方であっても、1月1日現在、御杖村に事務所・事業所・家屋敷（以下「家屋敷等」という。）を有している場合は、御杖村で均等割が課税されます。（地方税法第24条第2項及び御杖村税条例第23条第1項規定）ただし、住所地で非課税の方は御杖村においても非課税扱いとなりますので、この申告書欄の必要事項を明記のうえ、御杖村役場住民生活課税務徴収グループへご提出ください。（郵送可）
- ② 事務所・事業所とは、事業の必要から設けられた人的および物的設備であって、事業を行うための設備があり、そこで継続して事業が行われている場所をいいます。必ずしも自己所有のものとは限らず、借りていても該当します。（例えば、医師・弁護士・税理士などが住宅以外に設ける診療所・事務所・店舗などがこれに該当します。）
- ③ 家屋敷とは、自己または家族が居住の用に供することを目的として、住所地以外の場所に設けられた独立性のある住宅で、いつでも自由に居住できる状態である建物のことをいいます。また、必ずしも自己所有のものとは限らず、借家でも該当します。（例えば、常時は妻子のみを住ませ、時々帰宅する関係にある住宅はもとより、いわゆる別荘、マンション、アパート等も該当します。）
- ④ この申告書の書き方等について、ご不明な点がございましたら御杖村役場住民生活課税務徴収グループまでお問い合わせください。（電話：0745-95-2001）